平成２３年（フ）第４６０号
広島市安芸区船越３丁目10番７号
債務者　清水　節子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２０号
広島県東広島市八本松町米満67番地１
債務者　伊藤　　章
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６８号
鹿児島県鹿児島市三和町65番11―1143号
債務者　重山　勝彦
1　決定年月日時　平成23年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
沖縄県浦添市屋富祖３丁目24番16号
債務者　本村　末子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５０号
岩手県釜石市甲子町第８地割133番地２
債務者　川村　伸子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
岩手県釜石市大町１丁目１番32号　押切パンション304号、旧住所岩手県釜石市片岸町第１地割６番地２　雇用促進住宅２―304号
債務者　菊地　　恵（旧姓鳥居）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第４０号
秋田県能代市字大瀬儘下74番地20　カレンヴィラ201号
債務者　渡邉　法子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１５号
秋田県仙北市田沢湖小松字二枚橋10番地
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第７０号
福島県伊達郡川俣町字宮町26番地の１
債務者　菅野　利春
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
金沢市横川６丁目165番地、従前の住所石川県白山市坂尻町ホ27番地４
債務者　西村　昭二
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１０号
金沢市泉野町５丁目２番13号、従前の住所石川県河北郡津幡町井上の荘２丁目165番地
債務者　澤田　粧子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２０号
金沢市窪５丁目599番地、住民票上の住所金沢市横川１丁目33番地
債務者　奥　健太郎
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８号
金沢市涌波４丁目２―10　リバブル涌波１―101号、住民票上の住所金沢市鳴和１丁目18番24号
債務者　阪田　和子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１１１号
長野県松本市大字里山辺3949番地１　グランデュール出井４―201号室
債務者　長島　　命
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２５号
長野県諏訪市大字上諏訪1770番地４　コーポ舟渡101Ａ、前住所長野県諏訪市大字四賀33番地６
債務者　高橋　武寿
1　決定年月日時　平成23年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第７７号
三重県四日市市海山道町１丁目155番地
債務者　稲垣　峯子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
三重県員弁郡東員町大字山田2551番地４
債務者　伊藤　勇貴
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
津地方裁判所四日市支部破産係